

インフルエンザの発症から再登校までの流れ

1 インフルエンザと思われる症状が表れる

医療機関を受診してください。沼津市、裾野市、長泉町、清水町の医療機関には、「インフルエンザ罹患証明書」の用紙が置いてあります。

他の市町の医療機関を受診する場合は、各学校のHPから「インフルエンザ罹患証明書」の用紙をプリントアウトすることができますので、これを使ってください。

2 医療機関を受診

インフルエンザと診断 → 「インフルエンザ罹患証明書」を医師が発行

※インフルエンザではなかった場合は、証明書は不要です。

3 インフルエンザの診断を受けたら、学校に電話で受診結果を報告

学校に受診結果を電話で報告してください。

4 自宅にて発熱の経過の記録

医療機関で発行された「インフルエンザ罹患証明書」の下に、「インフルエンザ経過報告書（保護者記入）」が付いています。自宅安静をし、午前・午後の検温結果を記入してください。

5 発症後5日、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで自宅安静

医療機関を受診した場合に、「発症日」を医師に確定していただきます。いつから熱が出始めたか、またはいつからインフルエンザのような症状が出たか、医師に伝えてください。

インフルエンザの自宅安静期間は

発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

発症日とは	熱が出始めた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出始めた日
発症日5日とは	発症した日を「0日目」と考えます。そこから5日間を経過するまでとなります。※最短でも6日間です。
解熱後2日（幼児にあっては3日）とは	平熱になった日を「解熱0日」と考えます。その翌日から2日間（就学前の子供は3日間）のことを指します。 ※「一日中平熱で過ごせた日が2日間」という考え方です。
発症日からの体温記録表	登校可能になる日まで、午前と午後に熱を測り、「インフルエンザ経過報告書」に記入をお願いします。

6 必要期間自宅で休んだ後、インフルエンザ罹患証明書を持って、登校

「インフルエンザ経過報告書」に発症日（0日目）からの午前・午後の体温を記録してください。発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過した後、「インフルエンザ罹患証明書」及び「インフルエンザ経過報告書」を持って登校します。

※ もう一度医療機関に行く必要はありません。

7 児童生徒は登校したら職員室または保健室に「インフルエンザ罹患証明書」を提出してから教室へ

教室へ行く前に、職員室か保健室の先生に「インフルエンザ罹患証明書」を出してください。

※どちらに提出するかは、各学校の先生に聞いてください。

※登校してもまだ具合が悪そうな場合は、学校から「登校時緊急連絡先」に連絡をしますので、お迎えをお願いします。

8 その他

上記の流れにかかわらず、「解熱しない・異常行動が見られた・咳が止らない・食欲低下が続く・元気がない」など気になる症状がある場合は、必ずかかりつけ医を受診してください。